

Title	〔商法三〇〕 補充権消滅後に白地手形の譲渡を受けた被裏書人がなした補充の効力 (昭和三四年五月一二日東京地裁判決)
Sub Title	
Author	高鳥, 正夫(Takatori, Masao)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1963
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.36, No.4 (1963. 4) ,p.102- 108
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19630415-0102

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

等におけるごとき個別具体的委任は必要でないとしても、何等かの程度の個別具体的委任を必要とする。そして、地方自治法上の諸制限が個別具体的委任に該当すると解されるかぎり、多数意見の見解にしたがわざるをえぬであろう。しかし、地方自治に重点をおいて

みると、委任方法はあまり問題でなく、垂水・藤田両裁判官の理論構成にしたがわざるをえない。そして、筆者はこの両見解のうち、後者に賛意を表したい。

(金子 芳雄)

〔商法 三〇〕 補充権消滅後に白地手形の譲渡を受けた

被裏書人がなした補充の効力

(昭和三四年五月二日東京地裁判決
昭和三年(ワ)第二四七六号約束手形金請求事件
下級民集一〇巻五号九九七頁)

【判示事項】 補充権消滅後に譲渡を受けた白地手形の被裏書人がした補充の効力

【参照条文】 手形法七七条二項、一〇条

【事実】 Y会社は昭和二六年六月頃から金融逼迫のため訴外A会社との間で相互に約束手形(融通手形)を振り出してこれを交換し、Y会社はA会社振出の手形の割引を受けて金融をえ、その満期

日までに手形金をA会社に交付して決済していた。そこで、同年一月月中旬頃Y会社はA会社から額面各九〇万円、満期同年一月二七日及び一月三〇日の約束手形二通の振出を受けると共に、その見返りとして額面各九〇万円の本件第一、第二の約束手形を、いずれも振出日及び満期日を白地のままA会社にあてて振出した。それ

て、Y会社はA会社に本件手形の白地部分を補充して手形を行使する権限を付与していた。Y会社は同年一月五日にA会社から取得した前記手形について割引を受けて金融をえ、同年一月二五日及び二六日にA会社に対し右手形金合計一八〇万円を支払って決済させたが、本件手形二通の返還を受けることなく放置しておいた。

原告X₁は昭和三一年暮頃A会社の社員Bから本件手形二通を白地補充権あるものと信じて、いずれも白地式裏書によつて譲渡を受け、更にX₁はそのうちの一通を原告X₂に白地式裏書によつて譲渡した。そして、X₁は第一の手形について振出日昭和三年二月五日、満期同年四月八日、X₂は第二の手形について振出日昭和三年二月五日、満期同年七月三一日とそれぞれ白地部分を補充し、各取立委

任のため第一銀行に裏書したが、いずれもその支払を拒絶され、原告等は各右手形の返還を受けてこれを所持している。Y'会社は昭和三年一月二八日に被告Y'会社と合併して解散し、同日Y'会社はY'会社の権利義務いづれを承継した。そこで、X₁、X₂はY'会社に対して第一、第二の手形について各額面金及びこれに対する満期日の翌日から支払済まで手形法所定の年六分の割合による遅延利息の支払を求めた。

これに対して被告Y'会社は、本件手形二通はY'会社がA'会社から借受けた融通手形の見返りとして振出されたもので、振出日及び満期日を白地としたのは、右借受けにかかる融通手形についてY'会社に債務不履行があつたときは、A'会社に右白地部分を補充して手形を行使する権限を与えたためである。ところで、Y'会社は右融通手形の割引を受けて金融をえたが、その満期前に各手形金をA'会社に交付してこれを決済させたから、A'会社は本件手形の白地補充権をすでに失つている。それにもかかわらず、A'会社は本件各手形を、白地のままX₁に譲渡し、X₁は第一の手形の白地部分を勝手に補充し、X₂は第二の手形をX₁から譲受けその白地部分を勝手に補充したものである。しかしながら、手形の白地補充権は手形と共に移転する権利ではないから、X₁、X₂がすでに補充権の消滅した本件手形を取得して白地部分を補充しても、これによつて手形債権を取得すべきいわけではないとして争つた。

【判旨】 原告勝訴。

「被告は手形の白地補充権は手形と共に移転する手形上の権利で

はないと主張するが、凡そ白地補充権は手形と共に輾転し、手形取得者は、その白地部分を補充して手形を行使する権限をも取得するものと解すべきであるから、本件にあつてもA'会社に白地補充権が存するかぎり、原告等は手形と共に白地補充権をも取得すべき道理である。ところが前記認定事実によれば、A'会社は自己の振出にかかる手形の決済がえられたとき、その見返りとして振出された本件手形をY'会社に返還すべきであつたに拘らず、これを返還することなく保存し、四年有余を経て原告X₁に譲渡したというのであるから、右譲渡当時A'会社の本件手形の白地補充権は既に消滅していたといふべきである。

然しながら手形法第一〇条は、補充権者がその権利の範囲を超えて補充した場合にも、所持人が善意且重大な過失なくかかる不当補充のある手形を取得したのであれば、白地手形行為者はこれに對し、この濫用を以て對抗することは許されない旨を規定し、この法理は、補充権消滅後に補充がなされた場合、更に重大な過失なくして一定範囲の補充権あるものと信じて白地手形を取得した所持人が自ら補充をした場合にも適用をうけるものと解するのが相当であるから、振出人たるY'会社にあつては、本件のように補充権消滅後の補充をもつて所持人たる原告等に対抗することはできない。」

【評釈】 判旨に賛成。

本件はY'会社とA'会社との間で相互に融通手形を振出して交換し、Y'会社がA'会社の手形の割引を受けて金融をえた後、その手形

の満期までに資金をA会社に交付し、A会社はそれをもつて割引かれた手形の支払に当てるという形式で決済してきた。ところが、たまたまある回の融通手形について、Y'会社が決済後に自己の振出した手形をAから回収しなかつたときに、A会社の社員が約五年経過後にこれを持ち出して第三者に取得せしめ、その第三者すなわち X_1 、 X_2 が白地になつていた振出日及び満期日を補充して、Y'会社に支払を請求してきたという事件である。そこで本件で問題となるのは、まず(1)Y'会社が割引を受けたA会社振出手形の満期までに、支払のために必要な資金をA会社に提供できないときは、白地を補充して手形を行使して差支えないという約束のもとにY'会社から振出された手形の補充権というものは、Y'会社が満期前に必要な資金を提供したことにより決済され消滅したものと解されるが、その手形が第三者たる X_1 、 X_2 に取得された場合にはいかなる関係を生ずるかという点であろう。いいかえれば、振出人が受取人にいつたん与えた補充権を消滅させるにはいかなる方法を必要とするか、それが第三者に取得され白地が補充された場合にはその消滅を主張できないかという問題である。次に問題になるのは、(2)仮りに第三者に対しては補充権消滅を主張できないとしても、本件の場合には、Y'会社が振出した手形の白地を補充したのはA会社ではなく、A会社から白地のままで手形が X_1 、 X_2 に譲渡され、なお補充権あるものと信じて取得した X_1 、 X_2 の手で白地が補充されたわけであるが、手形法第一〇条の認める保証はその場合にも妥当するかという点である。

第一の問題点すなわちいつたん与えた補充権を消滅させる方法

と、その第三者への対抗の問題から検討してみよう。まず、本件手形の振出人Y'会社と受取人A会社との間の関係から考えてみると、Y'会社はA会社振出手形の満期までに必要な資金をA会社に提供できないときは、白地を補充して手形を行使して差支えないという約束のもとに、振出日及び満期日白地の手形二通をA会社に交付したわけであるが、金融が効を奏して満期以前に必要な資金を提供している。従つてその限りにおいては、A会社に対し、いわば停止条件附の補充権を与えていたものとも解しうが、本件の関係からいえば、むしろこの場合には解除条件附の補充権を与えており、期日までに必要な資金を提供したときは補充権を撤回しうるものと解するのが妥当であろう(大判昭和一五・一〇・一五、民集一九卷一八〇八頁参照)。このように理解すれば、Y'会社とA会社の間ではいつたん補充権の授与がなされたが、必要な資金の提供によりこれが消滅したわけであり、たとえ手形が返還されなかつたとしても、Y'会社はA会社に対し補充権の消滅を主張できることは明らかである。

これに対して、Y'会社と X_1 、 X_2 との関係はまた別であつて、その白地手形が回収されない以上、それが善意の第三者によつて取得された場合には、いわゆる補充権消滅後の不当補充の問題を生ずることとなり、その不当補充も善意の所持人に対抗できないと解すべきことは判旨のとおりである(河本一印「白地手形」総合判例研究文書、商法6、大阪商判昭和二七・四・二九、大判昭和一五・一〇・一五、民集一九卷一八〇八頁、下級民集三卷二〇七三頁参照)。ただ手形法第一〇条の法文からみると、補充者が補充権を有しているときに合意と異なつた補充をなした場合をその直接の対象としており、本件のように補充権消滅後の補充は

ここに規定されていないようである。いいかえれば、民法上の表見代理と比較すると、第一一〇条の権限踰越による場合の規定だけで、第一一二条の代理権消滅後の場合の規定が欠けており、白地手形の場合には補充権消滅後の不当補充については振出人に責任がなないように読みとれる。けれども、白地手形の流通過程における所持人の保護を考えれば、いわゆる権限踰越の場合のみを保護するだけでは不十分であつて、同様に権限消滅後の不当補充からも所持人を保護する必要があるであり、その理論構成の点はともかく（田中耕太民法法昭和十五年第一〇二事件、鈴木、判例、学説の多くも本件判旨の結論を支持するわけである）。

けれども、本件についてはなお次の疑問が提出されるであらう。

すなわち、前述したように、Y'会社とA会社との関係ではむしろ停止条件附の補充権が与えられたものと解し、その場合にY'会社はA会社に必要な資金を満期までに提供したのであるから、遂に条件が不成就となり補充権は一度も発生せず、従つてY'会社が責任を負うべき根拠は存しないのではないかという疑問である。この問題については、本件の場合にはむしろ解除条件附で補充権が与えられたものと解し、資金の提供により補充権が消滅したとみるのが妥当であることを指摘してきた。そしてさらに停止条件附であるとしても、当事者間で補充権授与のなかつた手形についてさえ、あるいはそれを白地手形と解しあるいは白地手形と呼ぶことの当否を保留しながら、なお署名者に責任を認めようとする現時の判例（大判大正一六民集五卷八四一頁、最高判昭和三・七・二〇民集一〇卷一〇二）学説（右の判例二頁、東京地判昭和三・六・一三判例時報二二二号一九四頁など）に対する

評釈として田中誠三判例民事法大正一五年第一一六事件、山口幸五郎（民商法雜誌三五卷二二七頁、河本前掲一四頁など）の立場からすれば、本件についても同様に振出人の責任を認める結論を導き出すように思われる。次の問題は、本件の場合にはかりにA会社に補充権が与えられていたとしても、それは前述したようにすでに消滅したものであり、それをほぼ五年後に社員が持ち出して他人に取得せしめたという関係は、むしろ社員の偽造にかかる手形とみるのが実態に即しているのではないかという疑問である。けれども、本件はY'会社から補充権がかつて与えられたという点で手形の偽造とはやや異なる場合であり、満期白地の手形について補充権がいつ時効にかかるかという点を除いては、本件の場合にも白地手形の流通保護に重きをおき、補充権消滅後の不当補充の問題として解決して差支えないように考える。

第二の問題は、Y'会社に支払を請求しているX₁、X₂は、いずれも白地補充権があると信じて手形を取得し、後にみづからこれを補充した者であるが、その場合にも手形法第一〇条の保護が妥当するかという点である。この点に関して多数説は、手形法第一〇条による保護は、補充され完成された手形を補充権の濫用があつたことを知らずに取得した場合に限らず、未補充の白地手形を一定範囲の補充権が与えられていると信じて取得した場合にも妥当すると解している（伊沢孝平「手形法・小切手法」三六七頁、石井照久「商法II」四五二頁、大嶋健一郎・河本一郎「手形法・小切手法」一〇六頁、なお判例評釈としては上柳前掲八七七頁、大塚市助「商事判例研究」昭和二年改三七事件、）。判例も手形については未だ適確なものはないが（東京地判昭和二〇六頁参照）、本判決以後に小切手についてなされたものがあり、それによると、小切手法第三三条

(手形法第一〇条)は善意でかつ重過失なくして白地小切手を取得した所持人が、みずから予めなされた合意と異なる補充をした場合にも適用あるものと解するを相当とするとして(最高判昭和三六・一一・二四、民集一五卷一〇号二五三六頁)、右の多数説に従うことを明らかにしている。これに対して反対説は、手形法第一〇条の法文は補充され完成した手形を取得した所持人の保護を規定したと解するのが妥当であり、まだ補充がなされず外観上白地の存在が明白な場合にはこれと同視することはできず、従つて、取得者としてはたとえ悪意または重過失がなくても、この点について危険を負わされても仕方がないと考える。そして、白地のうちでも手形金額のように範圍の限定されるのが普通である事項については、これをみだりに信用するのが軽率であるからこの保護を与えなくてもよいし、反対に、受取人の白地などは限定がなされるのが普通であるから、結局、未補充手形の取得者に本条による保護を否定しても、實際上、手形取引の安全が害されることはないといふのである(鈴木、前掲二三、二四頁、判例評釈とし、ては小橋一郎、判例評論四五号一六一―一七頁)。

右に述べてきたように、多数説と少数説との差異は、白地のままで取得した所持人がみずからそれを補充した場合にも手形法第一〇条の保護があるかという点にあり、一見かなりの対立があるようにも思われるが、多数説の立場においても、少数説が例に出ず手形金額などの最も重要な事項については、署名者に照会もせずに取得する者には重過失があるといふことでその保護を否定することができ(大隅、河本、前掲一〇六頁)。また、通常何らの限定がなされない受取人などについては、原則としていずれの立場をとつても同様であるが、た

だ、これらの受取人などの記載事項について限定がなされた場合には問題となる。多数説の立場からいえば、受取人の限定について悪意または重過失がないならば取得者は保護されることになるが、少数説の立場を厳格に貫くと白地手形の流通を不当に阻害するといふことも考えられる(大隅、河本、前掲一〇六頁上欄、前掲八七七頁)。けれども少数説をとる者も、白地手形の振出人がいかなる場合に責任を負うかは、手形取引の実態に基いてその取引義務とされるか否かによつて定められると理解するから(小橋、前掲一〇六頁)、実はこの点の差異も消滅しそうである。そこで、本件で問題となる振出日及び満期日の記載事項が通常限定を附されるべき事項であるか否か、手形取引の実態に基く取引義務としていかに解されるかが問題となるが、少数説のあげる例も手形金額、受取人などに限られ、振出日及び満期日をどのように解するかは必ずしも明らかでないが(小橋、前掲一〇六頁は振出日をもつて補充、恐らく結論的には本件判旨と同様に解するもの)と考へる。

従つて残る問題は、多数説の立場をとる本件判旨の理論構成が妥当であるかという点である。そこで手形法第一〇条の場合と第一七条の場合を比較してみると、後者の場合には、善意者のもとでは手形に附着してきた抗弁が切断されると規定するのに対し、前者の場合には、白地手形を補充後に取得した場合にはほぼ同様な関係が見られるが、白地のままで取得した場合には善意者のもとで新たに手形上の権利が成立するという相違はあるものの、手形署名者が特定の権利者との間の個別的な事情をもつて善意者に対抗しえない

という点は共通している。従つて、両者の場合における保護のための主観的要件を比較してみると、手形法第一〇条の場合には、所持人が悪意または重大な過失によらないで手形を取得したときに限られるのに対し^(四書一〇)、第一七条の場合には、所持人にいわゆる害意がない以上抗弁切断の保護を受けるという意味で^(手一七、四書)、一般的には白地手形の所持人が保護されるための要件がより重いものとされている。このように両者の場合の要件に差異があるのは、白地手形の場合には振出人が後に補充によつて手形を成立させる意思で、記載事項に空欄を残して振出しているため、取得者にも完成手形の場合以上に大きな注意義務を要求するのが当然だからである。このように理解すると、白地手形の場合の重い要件を適用するのがふさわしい場合というのは、もちろん所持人が記載事項を空欄のまま取得した場合であり、反対に不当補充がなされた後に取得した場合には、その補充方法のいかんによつては完成手形として振出されたものと区別できない場合もあり、従つてそこに手形法第一七条より重い要件を定める第一〇条を適用するのが、完成手形の場合と比較して不均衡のようにも感ぜられる^(谷川久「白地手形についての若干の問題」、四頁前掲八、六頁前掲八)。そこで、白地手形についても一定の要件のもとに完成手形と同様の流通を認めようとする立場をとる限り、単に不当補充のなされた手形を取得した者を保護するに止まらず、補充権あるものと信じて白地のままで取得した場合にも、手形法第一〇条に定める善意者保護の法理を適用するのが妥当であつて、その意味では判旨の構成に賛成するものである。

なお本件の場合には、Y'会社がA会社に振出日及び満期日白地の手形を交付してから約五年後に、A会社の社員がこれを持ち出してX₁、X₂に譲渡し、やがて白地が補充され提示されてきたわけであるが、この間に五年を経過したという点にも問題がある。すなわち、満期日の記載のない白地手形の場合にも補充権の消滅時効が問題となるが、この点については周知のように二〇年説、一〇年説、五年説及び三年説に学説、判例が分れている。これらの各説の根拠及びその適否については本評釈で詳説すべきものではないが、ただ五年説、三年説の立場をとると、本件において被告の側で補充権の消滅時効を援用したらどうなつたかという点も問題とならう。そして仮りに補充権は時効によつて消滅したとされた場合に、その後X₁、X₂がなした補充についても、同様に補充権消滅後の不当補充の問題として手形法第一〇条の法理が適用されるか、あるいは手形上の権利の時効による消滅が物的抗弁とされることに対応して、時効消滅の場合に限つて何人にも補充権消滅を主張できるかが検討されなければならぬ。けれどもこれまで述べてきたように、白地手形についても完成手形に準じて流通を保護しようとする立場をとる限り、同様に補充権消滅後の不当補充の問題として処理されることになるが、この点を含めて前述したような種々の疑問に直面するにつれて、白地手形と完成手形との間の流通保護の問題における相違点、手形法第一〇条と第一七条との関係などについて、他の機会に更に検討を加えてみたいと考える。

附記 本判決については菱田政公「補充株消滅後に白地手形の譲渡を受けた被裏書人がした補充の効力」(ジュリスト二五九号)の評釈が

〔最高裁判事例研究 一〕

昭三七一(最高民集一六)

株主總會特別決議取消の訴の係属中訴の利益を欠くに至つたと認められた事例

株主總會決議一部取消請求事件(昭三七・一・一九第二小法廷判決) 被告会社Yは株主總會で新株の一部を同会社の役員及び従業員に割当てるとの決議をした。右会社の株主たる原告Xは右決議取消の訴を提起。商法二八〇条の二後段の理由開示が形式的且つ不充分で、決議の方法に法令違反があること、新株発行価格が著しく不公正で(発行価格五〇円、市場価格一七九円)、発行価額と市場価額の差額は新株引受権を与えられた役員・従業員に株主の権利を害して贈与されたもので、この点決議内容が不公正であることを主張した。第一審では本件總會決議取消の訴は新株発行後は訴の利益を欠くとして却下。

原告X控訴。かかる形成の訴も、発行済新株を無効にし、瑕疵ある決議をなさしめた取締役及びこれと通謀せる新株引受人に対する責任追求の前提がつくれるから訴の利益ありと主張。控訴棄却。次の二点を判示した。第一に、新株発行後株主總會決議が取消されても新株発行は無効にはならない。(4)第三者に発行された新株が無効であるとするは流連に際しこれと株主に発行せられたものとを區別

あり、判旨の結論に賛成される。

(高鳥 正夫)

せねばならない。無効済株の処理を新株発行無効判決の際の処理に準じて回収・払戻措置をなさねばならぬ。いずれも取引の安全よりみて好ましくない。(4)商法二八〇条の二は株主の利益を保護し取締役の権限濫用を防止するために設けられた対内的要件で、株主は取締役会で新株引受権を与えられない限り当然には新株引受権をもたず、したがって新株発行に際し考慮さるべき株主の利益は絶対的なものではない。(4)株主は新株発行前に新株発行差止の訴及びこれを本案とする仮処分をなしうるし、発行後も取締役及び一定の株式引受人に対し責任の追求も可能であるし、又新株発行無効の訴もでき、本訴によらなくても株主の権利行使に遺漏はない。(4)新株発行無効の訴で無効原因を駁格に解し、著しく不公正な方法又は価額での発行又は引受人と通謀しての著しく不公正な価額での発行も無効原因とならない点からみても、決議取消は新株発行に影響を与えない。第二に、会社・株主が商法二六六条15号又は二六七条により取締役に対して責任追求の訴を提起しうるが、その際原告は取締役が二八〇条の二後段の理由開示を適法になさなかつたことを立証すれば不公正な価額で新株を引受け会社に損害をかけたことを立証すれば足り、總會決議を取消す必要はない。さらに商法二八〇条の一一による取締役の責任追求にも右總會決議取消が前提となるものではない。